

令和 7 年（納）第 7 号

課 徴 金 納 付 命 令 書

兵庫県宝塚市新明和町 1 番 1 号

新明和工業株式会社

同代表者 代表取締役 《氏 名》

公正取引委員会は、上記の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、理由、別紙 1 及び別紙 2 中の用語のうち、別紙 2 「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙 2 「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

新明和工業株式会社（以下「新明和工業」という。）は、課徴金として金 5 5 8 7 万円を令和 7 年 1 0 月 2 7 日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金に係る違反行為

新明和工業は、別添 1 令和 7 年（措）第 4 号排除措置命令書（写し）記載のとおり、他の事業者と共同して、別紙 1 記載のエレベーター方式パレット型の機械式駐車装置の設置工事（以下「特定エレベーター方式 P S 設置工事」という。）について、供給すべき者（以下「供給予定者」という。）を決定し、供給予定者が供給できるようにすることにより、公共の利益に反して、特定エレベーター方式 P S 設置工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第 2 条第 6 項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第 3 条の規定に違反するものであり、かつ、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項に規定する役務の対価に係るものである。

2 課徴金の計算の基礎

(1)ア 新明和工業は、特定エレベーター方式 P S 設置工事を請け負う事業を営んでいた。

イ 新明和工業が前記 1 の違反行為の実行としての事業活動を行った日は、平

成 2 9 年 1 2 月 2 4 日以前であると認められる。また、新明和工業は、令和 4 年 6 月 1 4 日以降、当該違反行為を取りやめており、同月 1 3 日にその実行としての事業活動はなくなっているものと認められる。

したがって、新明和工業については

(ア) 当該違反行為の実行としての事業活動を行った日が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 4 5 号。以下「改正法」という。）の施行の日（以下「改正法施行日」という。）である令和 2 年 1 2 月 2 5 日の 3 年前の日前であるため、改正法附則第 6 条第 2 項の規定により変更して適用される改正法による改正前の独占禁止法（以下「改正前の独占禁止法」という。）第 7 条の 2 第 1 項の規定により、当該違反行為のうち改正法施行日前に行われた部分に係る実行期間（以下「施行日前実行期間」という。）は、改正法施行日の 3 年前の日である平成 2 9 年 1 2 月 2 5 日から改正法施行日の前日である令和 2 年 1 2 月 2 4 日まで

(イ) 独占禁止法第 2 条の 2 第 1 3 項の規定により、当該違反行為のうち改正法施行日以後に行われた部分に係る実行期間（以下「施行日以後実行期間」という。）は、令和 2 年 1 2 月 2 5 日から令和 4 年 6 月 1 3 日までとなる。

ウ 施行日前実行期間及び施行日以後実行期間における特定エレベーター方式 P S 設置工事に係る新明和工業の売上額は

(ア) 施行日前実行期間に係るものについては、改正法附則第 6 条第 2 項のなお従前の例によることとする規定により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 2 6 0 号）による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第 6 条第 1 項の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、別紙 3 記載の物件のうち令和 2 年 1 2 月 2 5 日前に係るものについては 4 億 1 0 1 万 9 5 6 0 円

(イ) 施行日以後実行期間に係るものについては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和 5 2 年政令第 3 1 7 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、別紙 3 記載の物件のうち令和 2 年 1 2 月 2 5 日以後に係るものについては 3 億 9 7 1 8 万 8 0 0 0 円

である。

- (2) 新明和工業は、独占禁止法第7条の4第3項第1号の規定により、公正取引委員会による調査開始日である令和5年9月12日以後、課徴金の減免に係る事実の報告及び資料の提出に関する規則（令和2年公正取引委員会規則第3号。以下「課徴金減免規則」という。）第8条に規定する期日までに、課徴金減免規則第7条及び第9条に定めるところにより、単独で、公正取引委員会に前記1の違反行為に係る事実の報告及び資料の提出（既に公正取引委員会によって把握されている事実に係るものを除く。）を行っている。また、新明和工業は、当該事実の報告及び資料の提出を行った日以後において当該違反行為をしていた者でない。また、当該違反行為について、独占禁止法第7条の4第1項第1号又は第2項第1号から第3号までの規定による事実の報告及び資料の提出を行った者の数は5に満たないところ、これらの規定による事実の報告及び資料の提出を行った者の数と、同条第3項第1号の規定による事実の報告及び資料の提出を行った者（以下「調査開始日以後の申請事業者」という。）であって新明和工業より先に課徴金減免規則第7条第1項に規定する報告書の提出を行った者の数を合計した数は5に満たず、かつ、調査開始日以後の申請事業者であって新明和工業より先に同項に規定する報告書の提出を行った者の数を合計した数は3に満たない。したがって、新明和工業は、独占禁止法第7条の4第3項第1号及び第3号に該当する者であり、同項の規定の適用を受ける事業者であるから、新明和工業が同項の規定により減額を受ける額は、減算前課徴金額に100分の10を乗じて得た額となる。
- (3) 新明和工業は、公正取引委員会との間で、独占禁止法第7条の5第1項の規定に基づき、別添2合意書（抜粋）のとおり合意し、同合意書第1条に掲げる行為を行った。したがって、新明和工業が、独占禁止法第7条の5第3項の規定により、合意の内容に応じ、独占禁止法第7条の4第3項の規定により減額を受ける額に加えて減額を受ける額は、減算前課徴金額に100分の20を乗じて得た額となる。
- (4) 新明和工業が国庫に納付しなければならない課徴金の額は
- ア 改正法附則第6条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の独占禁止法第7条の2第1項の規定により、施行日前実行期間に係る売上額4億101万9560円に100分の10を乗じて得た額
- イ 独占禁止法第7条の2第1項の規定により、施行日以後実行期間に係る売上額3億9718万8000円に100分の10を乗じて得た額

を合計した額から、独占禁止法第7条の4第3項及び第7条の5第3項の規定により当該額に100分の30を乗じて得た額を減額し、独占禁止法第7条の8第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて算出された5587万円である。

よって、新明和工業に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和7年3月24日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 古 谷 一 之

委 員 三 村 晶 子

委 員 青 木 玲 子

委 員 吉 田 安 志

委 員 泉 水 文 雄

注釈 《 》部分は、公正取引委員会事務総局において原文に匿名化等の処理をしたものである。

別紙 1

別表記載の事業者が、確認申請図に基づく見積り合わせの方法により発注するエレベーター方式パレット型の機械式駐車装置の設置工事（機械式駐車装置の入替工事を除く。）

別紙 2

番号	用語	定義
1	機械式駐車装置	駐車場法施行令（昭和 3 2 年政令第 3 4 0 号）第 1 5 条に規定する特殊の装置であって、自動車を駐車し、又は駐車位置まで運搬するために使用する機械装置の全体
2	搬器	機械式駐車装置の中で、自動車を駐車し、又は駐車位置まで運搬するために自動車を搭載する機器
3	エレベーター方式パレット型	複数の駐車室を立体的に配置し、搬器（パレットを用いるものに限る。）を搬送装置によって駐車室へ搬送することにより駐車を行う方式
4	確認申請図	建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項に基づく申請の際に、建築主事又は指定確認検査機関の確認を受ける各種図書及び書類のうち、機械式駐車装置に係る図面及び当該図面に準ずるもの（当該申請に用いられるものに限られず、実施設計図、詳細設計図などとも呼ばれる機械式駐車装置に係る図面であって、消火設備、配管等の建物に付随する設備関係の配置がおおむね固まっているもの）

別表

番号	事業者名
1	株式会社安藤・間
2	株式会社大林組
3	鹿島建設株式会社
4	株式会社熊谷組
5	清水建設株式会社
6	大成建設株式会社
7	株式会社竹中工務店
8	戸田建設株式会社
9	西松建設株式会社
1 0	株式会社フジタ
1 1	前田建設工業株式会社
1 2	三井住友建設株式会社

合意書（抜粋）

公正取引委員会及び新明和工業株式会社（以下「報告等事業者」という。）は、令和5年（査）第6号機械式駐車装置の製造販売業者らに対する件（以下「本件事件」という。）について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「法」という。）第7条の5第1項の規定による協議を行った上で、次のとおり同項の規定による合意（以下「本件合意」という。）をする。

（報告等事業者による行為）

第1条 報告等事業者は次に掲げる行為をするものとする。

- 一 法第7条の4第3項第1号に規定する事実の報告及び資料の提出により得られた事実又は資料に関し、公正取引委員会の求めに応じ、事実の報告、資料の提出、公正取引委員会による報告等事業者の物件の検査（以下「検査」という。）の承諾その他の行為を行うこと。
 - 二 公正取引委員会による調査により判明した事実に関し、公正取引委員会の求めに応じ、事実の報告、資料の提出、検査の承諾その他の行為を行うこと。
 - 三 本件合意後、本件事件についての新たな事実又は資料を把握したときは、直ちに、公正取引委員会に当該新たな事実又は資料の報告又は提出を行うこと。
 - 四 前号に掲げる行為により得られた事実又は資料に関し、公正取引委員会の求めに応じ、事実の報告、資料の提出、検査の承諾その他の行為を行うこと。
- 2 報告等事業者は、前項第1号、第2号又は第4号の公正取引委員会の求めの際に公正取引委員会が定める履行期限までにこれらの号に掲げる行為を履行するものとする。

（公正取引委員会による行為）

第2条 公正取引委員会は、百分の五から百分の二十までの範囲内において、公正取引委員会が、別紙に基づき、事件の真相の解明に資する程度を評価して決定する法第7条の5第2項第2号に規定する評価後割合を乗じて得た額を、法第7条の2及び法第7条の3の規定により計算した課徴金の額から減額するものとする。

（略）

別紙 評価方法及び減算率

1 評価における考慮要素

事件の真相の解明に資する程度を評価するに当たっては、事件の真相の解明の状況を踏まえつつ、報告等事業者が報告等を行った課徴金の減免に係る事実の報告及び資料の提出に関する規則（以下「規則」という。）第17条に規定する事項に係る事実の内容について、①具体的かつ詳細であるか否か、②当該事項について網羅的であるか否か、③当該報告等事業者が提出した資料により裏付けられるか否かの要素を考慮する。

前記各要素の考慮に当たっては、例えば、調査対象の事件の事実認定において必要となる規則第17条に規定する事項について、他の事業者等から収集した事実等から判断した報告等事業者の違反行為への関与の度合いに応じ、その把握し得る限りで報告等がされたか否かといった、事件の真相の解明の状況を踏まえることとする。

2 減算率

公正取引委員会は、事件の真相の解明に資する程度について、前記1に掲げる三つの要素を考慮して、下表のとおり減算率を決定する。

表 事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率

事件の真相の解明に資する程度	減算率
高い（全ての要素を満たす）	20%
中程度である（二つの要素を満たす）	10%
低い（一つの要素を満たす）	5%